

報告第 3 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 3 4 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 1 1 月 1 3 日 |
| 2 | 損 害 賠 償 額 | 1 1 0 , 3 9 0 円 |
| 3 | 相 手 方 | 市内在住者 |
| 4 | 事 故 の 概 要 | 令和 6 年 8 月 2 9 日午後 8 時 5 0 分頃、市内新屋地内において、台風第 1 0 号による普通河川分沢川の増水により河床が洗堀され、護岸背面の相手方住宅敷地内の土砂が流出し、陥没した箇所に相手方が転落し、負傷した。 |